



# 島根県報

平成19年11月27日(火)  
号外第130号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 教委規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 1

### 人委規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 1

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 2

## 教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

### 島根県教育委員会規則第24号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第16条第4項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合で、あらかじめ教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第16条第10項中「一」を「1」に改め、「昇給の号給数」の次に「(第7項の規定により加える号給数を除く。)」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人 事 委 員 会 規 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第27号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第29条第4項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合で、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第29条第10項中「一」を「1」に改め、「昇給の号給数」の次に「(第7項の規定により加える号給数を除く。)」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第28号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第20条第4項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難しい場合で、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第20条第10項中「一」を「1」に改め、「昇給の号給数」の次に「（第7項の規定により加える号給数を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。